

TAKAHAMASHI

SHO

【高浜市商工会報】

KOKAI  
NEWS

vol. 2 5 8

発行/高浜市商工会

〒444-1333

愛知県高浜市沢渡町 4-6-2

TEL (0566) 53-1827

FAX (0566) 53-5661

HP: <https://www.takahama-shokokai.com>

E-mail: takahamaskk@katch.ne.jp



2022. 3. 10

高浜市商工会会員数 = 959事業所 (令和4年1月21日現在)

## 高浜市商工会設立60周年記念事業 「出張！なんでも鑑定団 in 高浜」収録



これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、2度にわたり公開収録を延期してまいりましたが、令和4年2月13日(日)に高浜市地域交流施設「たかぴあ」メインアリーナにおいて、「出張！なんでも鑑定団 in 高浜」の公開収録が実施されました。

このイベントは、高浜市市制施行50周年、高浜市商工会設立60周年、高浜ライオンズクラブ結成40周年の記念連携事業として開催されました。なお、放送予定日は、4月5日(火)です。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

### 制度の特長

#### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

#### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

#### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。

詳しくは右記のQRコード又は

ホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

加入・掛金のご質問はこちらをクリック  
24時間いつでもチャットで質問可能です  
小規模企業共済



Be a Great Small.  
中小機構

免税事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から

消費税

## インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



現在、消費税の申告をしていますか？  
(課税事業者ですか？免税事業者ですか？)

いいえ  
(免税事業者です)

はい

(課税事業者です)

インボイスの発行を希望する場合(免税事業者は発行不可)、  
①消費税の課税事業者への転換  
②インボイス発行事業者の登録申請を検討する必要があります。

検討するにあたって

販売先は  
事業者ですか？一般消費者ですか？

事業者

一般  
消費者

2023年10月1日からインボイスを発行したい場合、原則として2023年3月31日までに登録申請をする必要があります。

基本的に登録不要と考えられます。ただし、少しでも事業者への販売(例：飲食店における法人利用等)がある場合は、登録申請をご検討いただいた方がよいかもしれません。



### ○商工会は税務、経理を的確にサポートします。

持続化給付金、融資相談等で売上帳など財務諸表の提出を求められる機会が増えております。商工会では個人事業者に代わって、財務諸表や決算書をコンピューターで作成し、データをもとに経営改善の提案、節税対策のアドバイス、確定申告のお手伝いをします。正確な記帳を求められる、消費税インボイス制度も始まります。

手数料等につきましては商工会までお問い合わせください。

#### ○記帳継続指導

毎月1回、商工会に手書きの帳簿類、または自主会計ソフトを持参していただき、税理士会から推薦された税理士が記帳の仕方から決算まで丁寧に指導します。(指導期間：原則1年)

#### ○記帳機械化指導(パソコン会計)

1ヶ月分の取引の記録(出納帳、振替帳など)を持参していただき、その伝票を確認し、商工会にてパソコン会計処理をします。(指導期間：お申し出がない限り毎年継続になります)

※費用等詳細に関しては高浜市商工会(0566-53-1827)

までお問い合わせください。

※対象者は小規模事業者に限ります。(所得について条件があります)